

〈特集：母子保健のこれから〉

母子保健法の改正とこれからの母子保健

富沢一郎¹⁾, 高野陽²⁾

1. はじめに

我が国の母子保健の水準は各種保健統計等によるところ、非常に高いことは否定できない。この高い水準は、戦前からの永年にわたる努力の賜物であり、それを支えてきたのが母子保健サービスの進展であることはいうまでもない。その母子保健対策は、大きく分けると、1) 保健対策、2) 医療援護対策、3) 基盤整備対策から成り立っており、これらの対策が、国や地方自治体において実施してきた。その中心的な位置付けに母子保健法があるといつても過言ではない。

この母子保健法が、此の度改正され、平成9年に実施される運びとなっており、この改正は、地域保健法の改正と一緒にものであり、円滑な対人保健サービスの運用に資することが期待されている。

2. 母子保健法とその改正の基本的考え方

母子保健法の制定とその改正の要点についてふれておく。

第二次世界大戦直後の1948年に児童福祉法が定められ、各種の健康診査や保健指導の実施等の施策が盛り込まれ、戦後の母子の栄養の改善や健康状態の向上を図った。その後、時代の要請に応えるべく各種の保健サービスの導入をすることによって、母子保健の向上を目指し、さらにより一層の保健面の充実をはかり、母と子の一貫性のある保健サービスの提供に対応できるように、1965年の母子保健法の制定に辿り着いたといつてもよい。それまでの基本的な法であった児童福祉法の保健領域の内容を主にして、さらにそれまでに実施されてきている保健サービスを法定化するなどして定められたものである。

1) 厚生省児童家庭局母子保健課

2) 国立公衆衛生院次長

その後約30年、我が国の母子保健の目覚ましい発展はこの母子保健法のもとに実践されてきた。この間に、小さな改正がいくつか行なわれて今日に至ったが、特に現在使用されている母子健康手帳の交付が市町村でなされるようになり、今回の改正点の布石が見えていく。

さて、今回の母子保健法の一部改正により、基本的な母子保健サービスは、平成9年度より市町村で実施されることになる。それは、住民の生活の重視・住民の多様化したニーズに対応したきめ細かなサービスの提供・地域特性を生かした保健と福祉の街づくり・快適で安心できる生活環境の確保、という地域保健推進の基本的方向を基盤にしている。即ち、母子の生活での最も密接な場は市町村であり、その市町村において母子保健サービスの充実した提供が期待されているわけで、当然、母子保健の特性からみて、母子一貫した保健活動の必要性が根底にあることはいうまでもない。その改正の内容は、表1に示す通りである。

また、法改正に伴う母子保健事業の具体的内容は、表2に示している。これまで通り市町村が実施主体の事業もあるが、保健所事業が市町村に委ねられるものも少なくない。また、専門性や広域性を求められるものは保健所によって行なわれる。

3. 少子社会における総合的な母子保健対策について

我が国は、他に類を見ない程急速に高齢化社会を形成しつつある。その誘因に少子化現象が存在していることになり、その対策も急がれています。また一方、未熟児出生の増加や晩婚化も進み、このような実態に基づいて、生涯を通じた女性の健康の確保、乳幼児の健やかな発達に対する支援も必要になってきている。このため、健康な妊娠の支援・安心できる出産の支援・乳幼児の健全発達の支援・生涯を通じた女性の健康支援、を柱として新たな施策を創設し、図1のような少

表1 母子保健法等の一部改正について

I. 経緯（略） II. 改正の基本的な考え方 <p>3歳児健康診査等の基本的な母子保健サービスの実施主体を、都道府県等から地域住民により身近な市町村に移譲し、妊娠、出産から育児まで及び乳幼児保健について一貫したサービスの提供を図ることにより、多様化する行政ニーズへのきめ細かな対応を図る。</p>	III. 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> 1. 母子保健事業の実施基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 妊産婦又は乳幼児の保護者に対する保健指導、新生児の訪問指導、3歳児健康診査及び妊産婦の訪問指導の実施主体を市町村とすること。 (2) 市町村の行う健康診査の対象に満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児を加えること。 (3) 妊娠、出産又は育児に関する保健指導の対象に妊産婦の配偶者を加えること。 (4) 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対し高度な医療が提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならないこととしたこと。 (5) 国は、母性及び乳幼児の健康の保持増進に必要な調査研究の推進に努めなければならないこととしたこと。 (6) 母子保健事業の体制整備のための所要の規定の整備すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、必要な技術的援助を行う ・母子保健事業の実施に当たっての学校保健及び児童福祉対策との連携等 2. 慢性疾患児に対する療育指導の実施 保健所長は、疾病により長期にわたり療育を必要とする児童について療育の指導を行うことができるものとすること。（児童福祉法） 3. その他 低体重児の基準をWHOの定義に合わせて、2,500g未満に改めたこと。
IV. 施行期日（略）	市町村への一元化後の母子保健事業

改

都道府県（保健所）

- 技術的・広域的機能の強化
 - ①市町村職員の研修・技術的援助
 - ②市町村相互間の連絡調整
 - ③地域の健康問題に関する調査・研究
 - ④小規模市町村への人材確保支援計画の策定

正
後**○専門的母子保健サービス**

- ア. 未熟児訪問指導
- イ. 養育医療
- ウ. 障害児の療育指導（児童福祉法§19）
- エ. 慢性疾患児の保健指導
(児童§19に追加)

市町村

- 基本的母子保健サービス
 - ア. 母子健康手帳の交付
 - イ. 健康診査
 - ①妊産婦 ②乳幼児 ③3歳児
 - ④1歳6か月児（法定化）
 - ウ. 訪問指導
 - ①妊産婦 ②新生児

(注) 下線は、実施主体が都道府県から市町村になる事業

表2 母子保健法改正による母子保健事業の実施主体の変更
(平成9年度)(予定)

表2(続き) 母子保健法改正による母子保健事業の実施主体の変更
(平成9年度)(予定)

事業名	実施主体	事業の趣旨	事業の趣旨	事業の趣旨
未熟児訪問指導 (法第19条)	県・政令市	未熟児について、養育上必要なと認めるとときは、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行う。	未熟児の健診の保持検査のため、妊娠、出産、育児に關し、県・市町村が相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導、助言を行い、子供の保健に関する知識の普及を行う。	
養育医療 (法第20条)	県・政令市	養育に對する必要な医療の給付又はこれに要する未費用を支給する。	妊娠に必要な栄養の指導、飲食等を含め、日常生活において必要な保健上の注意、助言等を含め、日常生活における知識の普及を行う。	
B型肝炎母子感染防止事業	県・政令市 →市町村	HIVを対象としてHBs抗原検査を実施することにより、HIVの発生を防止し、新たなHIVキャリアや陽性妊娠の発生を防止する。	妊娠に必要な検査の指導、飲食等を含め、日常生活における保健教育や個別の保健、育児に関する正しい知識の普及を行う。	
先天性代謝異常検査等	県・指定都市	新生児等について血清等によるマスクリニング検査を行ない、異常を早期に発見することにより、障害の発現を防止する。	医師又は助産婦によつて必要なと認められた者、育児上必要な指導を訪問して行う。	
子どもにやさしい街づくり事業	市町村	保健、福祉の連携を促進するため、「子どもにやさしい街づくり推進会議」を設置し、地域の実情に応じた事業を実施することにより、子育てのためのよりよい社会環境の整備を図る。	医療機能、精神健康の置き器並びに運動機能、通達切な指導等を通じた生活習慣の自己、むし毒の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行ふ。	
地域活動事業		地域住民の自立的な地域活動組織を作成し、地域の母子保健の向上に資する。	身体発育、精神統合の面から最も重要な時期である3歳児に対する、医師、歯科医師等による総合的健診を実施して、その結果に基づき、適切な指導及び指針を行ふ。	
母子栄養管理事業		母子健診づくりや栄養管理について、グループワーク、栄養食の交替等を行うことにより、妊娠婦、乳幼児の正しい食生活の普及を図る。	妊娠中進歩や心身障害等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助を講じ、母幼児及び乳幼児の栄養の保持増強を行ふ。	
乳幼児の育成指導事業		健診終了等において、「異常過察症」とされた児童や育児不安をもつている母親等に対し、必要な指導を行うことにより、児童の心身の健全な発達を促し、また保護者の育児不安の解消を図る。	妊娠婦、乳幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をする。	
出産前小児保健指導事業		妊娠婦のりつ妊娠不妊経済のため、妊娠後期の妊娠等を併患有する小児科医等の意見に従う保健指導を受けるとともに、生まれてくる子のかかりつけの医師の確保を図る。	妊娠した者は、速やかに市町村に届出をする。	
産後ケア事業		出産後の一定期間、保健指導を必要とする小児科を併設所に開設させて母体の保健、保健指導等のサービスを提供する。	妊娠検査の結果必要と認める者について、必要な指導を訪問して行うものであり、特に若年妊娠婦等を重点的に行う。	
思春期における保健・福祉体操等事業		思春期の男女に、乳児院や保育所等において乳幼児と、人合う機会を提供し、女性や性の涵養を図り、生命の尊厳や性に関する教育を行う。	妊娠婦の死亡を防ぎ、未熟児及びいる妊娠婦等の保健、育児指導を行ふ。妊娠中の妊娠等による保健指導に対する、早期に適切な医療が受けられるよう必要な措置を行う。	
健全母性育成事業		思春期の男女を対象として、思春期に特有の医学的問題等の相談に応じることともに、母性保健知識の普及を行う。		
家族計画新婚学校	県→介子子保健相談指導事業の一内容	新婚学校を開催し、正しい家族計画の普及を図る。		
家族計画特別普及事業	県・政令市	生涯顧客者に於て受胎調節面に必要な器具、薬品を提供し、受胎調節の方法についての正しい知識と技術を習得させる。		
受胎調節普及事業	県・政令市	個別指導、集団教育により、受胎調節を行う。		

(注) 下記新規事業の実施主体の変更については、関係省庁と本調整である。

子社会に対応した総合的な母子保健対策を推進することになっている。

これらの事業は、改正母子保健法にも記されているように、高度の母子医療の整備充実を図ることにも相当するといえる。

4. これから母子保健施策について

(1) 母子保健の理念

時代の条件に応じた適切な保健対策が検討され、そ

の実施方法が確立されるためにも、母子保健の理念が十分に認識されている必要があると考えられる。特に、今日のような、少子化や核家族化、地域の連帯感の希薄化等の子どもや家庭を取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、心豊かな社会を形成するための効果的な対策を確立することが重要である。

これまでに、中央児童福祉審議会母子保健部会から、今後の母子保健の理念について、次に示すような意見をいただいている。

(7年度予算額) (8年度予算案額)
0百万円 → 404百万円

1. 趣旨

- (1) 近年、少子社会の進展とともに、未熟児の増加、晚婚化の進行が顕著であり、生涯を通じた女性の健康の確保、乳幼児の健やかな発達への支援が強く求められている。
- (2) このため、①健康的な妊娠の支援、②安心できる出産の支援、③乳幼児の健全発達支援、
④生涯を通じた女性の健康支援を4本柱とした新たな施策を創設し、少子社会に対応した総合的な母子保健対策の積極的な推進を図る。

2. 概要

少子社会に対応した総合的母子保健対策(新規施策)

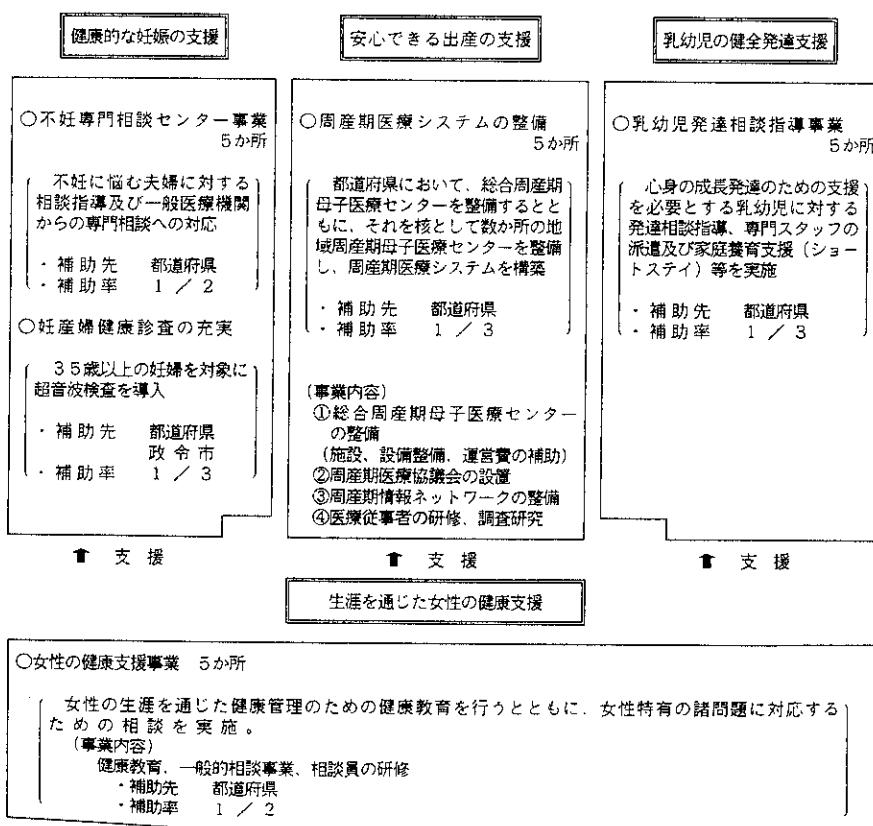


図1 少子社会に対応した総合的母子保健対策の推進

即ち、(1)子育て支援の中心的役割、(2)疾病指向型から健康指向型へ、(3)福祉・教育等との連携、を欠くことができない。このような理念に基づいて施策が確立されることが期待される。以下に、その全文を上げる。

[参考]

1. 子育て支援の中心的役割

我が国における母子保健施策は、保健指導、健康診査、医療援護を大きな柱として展開されている。これまで、疾病・異常の早期発見・早期対応を主な目的とする健康診査により、身体的疾患や精神運動発達等のスクリーニングを行い、異常の発見された場合に保健指導と診療の勧奨が行われてきた。母子保健施策においては、今後とも母と子の健康を確保するため、疾病・異常の早期発見、医療の必要性は変わるものではない。

しかし、近年においては、少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫、女性の社会進出等、母子を取り巻く環境は著しく変化しており、これに伴う、育児不安や育児補完機能へのニーズの増大等の状況から、家族への育児支援、相談・指導体制の充実が必要となっている。

また、国民の生活様式や考え方、価値感の多様化により、従来よりも幅広い母子保健ニーズが生じており、思春期における親になることへの学習支援、子どもの生活環境や健全なこころづくりへの支援、そして子育てを行う両親への支援等を含めたきめ細かな対応が求められている。

このため、今後の母子保健施策は、単に発育（成長・発達）の評価や疾病的診断を行うだけでなく、育児に関する適切な情報の提供や育児方法に関する指導等、妊娠や家族に対するきめ細かな施策を講ずることにより、健全な生活習慣の確立や健やかに子どもを生み育てることができるための支援を行う、子どもにやさしい地域づくりの中心的役割を果たすべきものと位置づけて推進していくことが必要である。

2. 疾病指向型から健康指向型へ

母子保健施策における健康診査等は、従来、病気や異常の早期発見・早期対応を主たる目的として実施されてきたが、前述のごとく21世紀に向けての豊かな社会を形成していくためには、母子保健の目的を、病気の予防として把握するだけでなく、体力、社会適応能力、生活能力、健全なこころを有することなどを総合的に包含するものとして捉えていく必要がある。身体的な異常のない者においても、健康的なレベルはさまざまであり、その健康的なレベルを高めていく必要がある。また疾病や障害を持つ子どもについては、その持てる能力を十分に發揮することにより生活の質（QOL）を高めることを健康と捉え、そのための環境を整備し、自立の支援をしていくことが重要である。

このため、今後の母子保健施策においては、住民の生活実態を把握するとともに、生活全体を見直し、その健康づくりの推進を図る指導を行う等、疾病を重視した施策から健康を重視した施策への転換を図り、母性の健康や子どもの健全育成を可能とするための、生活環境の向上までを包含した総合的な施策として推進していく必要がある。

3. 福祉・教育等との連携

高齢化社会において、少子化、核家族化等の急激な変化の進展に伴い、住民のニーズが保健、医療、福祉等の分野を通じた総合的なものとなっている。すでに市町村においては、市町村が実施主体となり、老人の保健・福祉に関わる施策やサービスが進められている。歴史的にみると、福祉は経済的に困っている者、障害を持つ者など、特定の者を対象に考えられてきたが、老人保健・福祉の進展とともに、福祉も住民全員の生活の向上やニーズへの対応を視野に入れたサービス活動の色彩が濃くなっている。母子についても同様であり、その保健と福祉は不可分の関係にある。こうした社会の要請に応じ、今回、母子保健法の改正を行い、同法において児童福祉との連携を強調することにより、個々の住民にとって最適なサービスを総合的に提供することを目的としたものである。

また、生涯を通じた健康づくり施策の必要性から、教育委員会との連携を密にし、教育分野における保健対策を含めた一貫的施策の進行を行うことも重要である。このため、母子保健法は学校保健との連携についても明記しており、少子化時代における総合的な子育て支援を行おうとするものである。

このような多方面にわたる施策やサービスを、効率よく、しかも住民に便利なように提供するため、保健、医療、福祉及び教育関係者並びに地域活動組織の連携を図るとともに、総合的なサービスを効果的に提供するためのケア・コーディネーション機能の構築を図ることにより、包括的な保健、医療、福祉、教育のシステムを確立し、母子に関わる総合的な施策の推進を図ることが必要である。

(2) 今後の母子保健の具体的対策について

今後の母子保健の具体的な対策については、中央児童福祉審議会母子保健部会において、次のような討議検討があった。

1. 子どもと女性の健康をめぐる現状と問題点についてどのように認識するのか。

2. 子どもの健康について

(1) 健康の基盤づくり（ライフスタイル）

- ・肥満児や高コレステロール血症児の増加や、これに伴う成人病への発展防止を図るために小児科からの栄養摂取をどのように考えるべきか。

- ・塾通いやビデオゲーム遊び等近年の子どもの日常生活の変化、体力の低下に対応した運動の推進をどのように考えるべきか。
- ・乳幼児期から児童・学童期を通じ一貫した健康管理のための生涯を通じた健康支援のための対策をどのように考えるべきか。
(例えば、母子健康手帳と学校保健手帳との連携による小児期の一貫した健康管理等)
- ・地域の子育て支援における小児科医、助産婦等の役割をどのように考えるべきか。
- (2) 健全な心とからだの発達
 - ・親子の心身症や児童虐待等の急増に対するメンタルケアについて、どのような対策を考えるべきか。
 - ・親の育児不安に対する対応はどのようにあるべきか。
 - ・子どもの健全発達支援対策をどのように考えるべきか。
- (3) 子どもの疾患対策
 - ・慢性疾患児の相談・訪問指導等の保健医療施策のための対策をどう考えるべきか。
 - ・慢性疾患児に必要な福祉対策をどのように考えるべきか。
 - ・アトピー性皮膚炎、小児ぜんそく等アレルギー

性疾患に関する適切な情報提供やきめ細かな相談等総合的な施策のあり方についてどう考えるべきか。

- (4) 子どもの健康をめぐるその他の施策のあり方
 - ・思春期保健対策はいかに展開していくべきか。
 - ・栄養、運動等新たな子どもの健康づくり推進のための地区組織活動をどのように強化していくべきか。

3. 女性の健康について

- ・健康教育・健康相談の他に、情報の収集提供、国際協力、ボランティア組織の育成等生涯を通じた総合的な女性の健康づくり支援対策をどのように考えていくべきか。
- ・妊娠・出産の支援（例えば産後ケア）において、助産婦等の活用をどのように考えていくべきか。
- ・妊娠・出産の支援対策のなかで、マタニティ・ブルーズ等に対する精神的支援をいかに図っていくべきか。
- ・母子感染防止対策をどのように考えていくべきか。

以上、母子保健法の改正点と今後の母子保健の方向性について、厚生省として検討中の内容を中心に挙げた。